

船橋市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、平成 15 年度及び平成 17 年度から平成 24 年度包括外部監査結果に係る措置状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成 27 年 2 月 3 日

船橋市監査委員	中村章
同	増田尚功
同	浅野正明
同	高木あきら

平成21年度

市長からの通知年月日 平成27年1月15日

年度 管理 番号	頁	監査対象	項目	区分	報告書記載事項	措置状況
5	36	南部清掃工場	Ⅱ 1(1)③ア (オ)	監査結果	建設当時の植栽工事が台帳未記載であり、市としてこれらの立木を独立した不動産として捉える必要がなかったとしても、資産として台帳記載した上で管理していかなければならない。	平成23年1月末に立木台帳を作成した。樹木管理業務委託において樹木の維持を図り緑化に努めている。
89	128	西浦下水処理場(下水道施設課)	Ⅲ 2(1)③ア	監査結果	下水道計画課が西浦下水処理場の大規模工事を実施した場合、当該工事の竣工検査後の引継において、財務規則に基づく台帳整備がなされていなかった。両方の担当部門で財産管理の重要性を認識し、工事に伴う財産取得に係る事務処理が円滑に実施される体制を構築された。	平成23年度より下水処理場建設部門と管理部門を一つの課(下水道施設課)にし、工事に伴う財産取得に係る事務処理が円滑に実施される体制を構築した。
119	154	道路管理課	Ⅳ 1(1)③ア (イ)	監査結果	備品台帳管理の実態として、1万円基準に基づく備品台帳の管理と現物確認が十分に行われていない。現在の財務規則のもとでは、1万円基準という規定が存在するため、その基準に基づいた管理を十分に行うことを要望する。1万円基準に基づく備品管理に重要性や必要性を見いだせないとする意見があるのであれば、規定の改正に向けた意見を管財課に提案すべきものと考えられる。また、一部の備品が新台帳に記載されておらず、精査し台帳に記載されるよう要望する。	平成26年4月1日、財務規則の改正に基づき、船橋市物品管理規則が制定され、物品の基準が3万円以上とされたことのほか、財務システムにて集中管理が実施されたことにより、システムに併せて物品台帳と現物の整合性が十分に行えるようになった。